

最高裁秘書第135号

令和4年1月21日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、仙台高等裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和3年6月16日付で岡口基一裁判官が訴追されたことに関して、仙台高裁が最高裁から受領した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年7月5日付け（同月6日受付）

2 答申番号

令和3年度（情）答申第30号

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）